

様式1 特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書

西和セ216号  
令和7年3月11日

奈良県知事 殿

奈良県西和医療センター病院長 土肥 直文

特定地域医療提供機関の指定申請について

医療法（昭和23年法律第205号）第113条の規定により、別紙のとおり申請する。

## 1. 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな ならけんならしちじょうにしまち2ちょうめ897-5
	奈良県奈良市七条西町2丁目897-5
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな ちほうどくりつぎょうせいほうじん ならけんりつびょういんきこう
	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

## 2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな どい なおふみ
	土肥 直文
名称	ふりがな ならけんせいわりょうせんたー
	奈良県西和医療センター
所在の場所	ふりがな ならけんいこまぐんさんごうちょうみむろ1ちょうめ14-16
	奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

## 3. 医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容 (該当する条項を○で囲むこと。)

※次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務について記載すること。

※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択すること。

○第1号 救急医療

第2号 居宅等における医療

第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

## 4. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画 (案)
- ② 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類 (別紙1)
- ③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 (面接指導並びに休息时间確保体制が整備されていることを証する書類 (評価センターによる評価項目30から41及び49から56と一致した内容にすること))
- ④ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 (別紙2)
- ⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 (評価センターによる評価結果の通知書)

(別紙1) 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類

1. 【業務の内容が「第1号 救急医療」の場合記載すること】

年間救急車受入台数及び年間での夜間・休日・時間外入院件数

※前年1～12月実績を基本とする。

三次救急医療機関 ・ <u>二次救急医療機関</u> (どちらかを選択)	
年間救急車受入台数	3,889件
年間での夜間・休日・時間外入院件数	1,524件
備考	年間救急車受入台数は、救急車での医療機関からの上り搬送を除く

2. 【第1号から第3号のいずれの業務の場合も記載すること】

地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

【第1号 救急医療の場合】

当センターは、2024年8月6日付けで外科系診療科(院内で外科系夜勤に従事する医師)において宿日直許可を取得しており、外科宿日直対応の医師数は20人です。医師1人あたりの年間の時間外・休日労働時間数は平均960時間未満ではありますが、特に救急医療に深く関与する診療科(特に少人数で夜間救急の呼び出し対応や数多くの緊急手術を行う脳神経外科のような診療科)においては月80時間を超えることもあるため、断らない救急医療を継続するためにも水準変更が必要です。

当センターは恵王病院、奈良友誼会病院とともに、救急告示病院として西和保健医療圏内(西和地区:平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・王寺町・上牧町・河合町)および二次医療圏外からの救急搬送患者の緊急の診療を行っています。さらに当センターは中南和地区(大和高田市・香芝市 葛城市・橿原市・桜井市 御所市・五條市・宇陀市 北葛城郡・高市郡 磯城郡・宇陀郡・吉野郡)の小児科病院二次輪番体制参加病院でもあります。そのうえ、休日夜間・時間外での救急搬送受入およびウォークイン患者の受入の急激な増加に伴い、夜間の呼び出しによる緊急手術や手術後の入院診療が増加することにより一部の診療科で医師の長時間労働が発生しています。また当センターは、5疾病6事業の確保のために脳卒中・急性心筋梗塞等の緊急を要する領域や、小児医療(特に小児救急医療)に対する医療を提供すると奈良県保健医療計画で位置付けられた二次救急告示医療機関です。奈良県保健医療計画に記載がある「主要な疾病・事業ごとの保健医療体制を確保する」という観点で説明します。脳卒中診療において、当センターは一次脳卒中センターの役割を担い、24時間体制で脳卒中の血栓溶解療法や血管内治療、さらには、くも膜下出血に対する動脈瘤クリッピング術等の緊急手術にも対応しています。西和地域には、当センター以外に一次脳卒中センターがなく、患者が集中する傾向にあります。特に夜間の脳卒中診療では、脳神経外科医の呼び出しによって緊急血管内治療や緊

急手術に対応せざるを得ません。限られた数の脳神経外科医に、時間外勤務が集中してしまうことを回避する方法がないのが実情です。

また、奈良県救急搬送および医療連携協議会で決められた、胸痛患者を断らない病院として、救急隊との間で循環器ホットライン等を利用して連携し、24時間体制で急性心筋梗塞等の緊急を要する循環器病に対して、緊急心臓カテーテル治療等の専門的な医療を提供しています。そのため、循環器内科においても、夜間の呼び出しによって急性心筋梗塞患者等の緊急カテーテル治療が成り立っています。チーム制で呼び出し体制を敷いているものの、カテーテル治療の技術を有する医師に夜間呼び出しが集中することによって、一部の医師において時間外労働時間が超過してしまうことを回避できません。

一方、救急搬送総数が増加するなかで、西和地域においてもこれまで救急医療を担っていた民間の医療機関の救急搬送応需数が、医師の高齢化や働き方改革の影響を受けて減少しています（特に夜間・休日においては顕著）。そのような中、地域の民間病院の長所を伸ばし、不得意分野をカバーするという公的病院の使命を果たす意味でも、奈良県が保健医療計画のなかで掲げる「断らない病院」（急性期拠点機能）を実現するためにも、当センターでは救急患者を断らない体制を敷いています。そのような体制を構築することで、当センターの救急車搬送件数は、令和3年度2,282件、令和4年度3,128件、令和5年度4,209件と、急激に増加しています。さらに、夜間・休日を含むウォークイン救急患者に対する診療（令和5年度3,543件）を合わせると令和5年度においては年間7,700名を超える救急患者の診療にあたっています。当センターの救急患者に対する医療においては、くも膜下出血や急性心筋梗塞等の緊急手術・緊急カテーテル治療が必要な患者の対する医療を、転送することなくそのまま当院で手術することが特徴として上げられます。当センターは、地域医療支援病院であり、かつ紹介受診重点医療機関でもあります。そのため、地域の医療機関で治療困難な患者の紹介が多く、救急医療以外の診療時間も長い傾向にあります。その上に、夜間・休日の増加する救急患者の受け入れから緊急血管内治療や緊急手術等の入院治療までの診療時間が追加されることで、救急診療数や手術数との対比で相対的に医師数の少ない診療科（脳神経外科・消化器外科等）、夜間緊急治療において、その技量を有する医師に呼び出しが集中する診療科（循環器内科等）においては特に時間外労働時間の上限（年960時間）の超過を回避することが困難になっています。

地域で必要とされ、当センターに集中することが多い領域の救急疾患の診療を、断ることなく受け入れ、緊急の手術や緊急の治療に結びつけることで、地域全体の医療提供体制を守ることに貢献しています。今後もこのような地域医療提供体制を堅持するために、特定地域医療提供機関指定の申請をさせていただきます。

添付書類：救急医療機関であることを証明する書類、

がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 等

(別紙2) 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類  
(労働法制にかかる違反、その他の措置がないことを証する書類)

## 誓 約 書

当奈良県西和医療センターは、医療法（昭和23年法律第205号）第113条第3項第3号に規定する要件を満たしていることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 7年 3月11日

住所（又は所在地） 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

医療機関名及び代表者名 奈良県西和医療センター  
院長 土肥 直文